

令和6年度 匠瑛市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

第1章 基本的事項

1 目的

本計画は、「匠瑛市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和5年3月制定）の目標を達成するため、ごみの排出量の抑制、分別・リサイクルの推進、環境負荷に配慮したごみの適正処理の推進等の令和6年度における具体的な取り組みを定めることを目的とする。

2 計画区域

匠瑛市全域

3 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

第2章 ごみ処理実施計画

1 ごみ排出量の見込み

人口（令和6年3月31日現在）		33,594人
生活系	普通ごみ	5,662t
	粗大ごみ	612t
	資源ごみ	646t
	その他	48t
	小計	6,968t
事業系	普通ごみ	2,409t
	粗大ごみ	235t
	資源ごみ	15t
	小計	2,659t
集団回収		110t
年間排出量		9,627t
総排出量		9,737t

2 飼養者不明の動物斃死体の収集運搬処理予定数

予定数	約300体
-----	-------

3 東総地区クリーンセンター（匠瑛中継施設含む。以下同じ。）への総搬入量及び最終処分量の見込み

総搬入量	9,627t /年
最終処分量	299t /年

4 ごみの排出抑制及び再資源化計画

項目	方 策	内 容
排 出 抑 制	一般家庭ごみの有料化	<p>普通ごみ及び資源ごみの指定ごみ袋に、収集運搬等の経費の一部を付加することにより、排出抑制及び資源物の分別促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通ごみ袋 45L 10枚入 450円 20L 10枚入 200円 ・資源ごみ袋 40L 10枚入 200円 20L 10枚入 100円
	生ごみ処理機等設置促進事業補助金制度	<p>市内の取扱店から家庭用生ごみ処理機を購入した市民に、1台当たり購入金額の3分の1に相当する額で2万円を上限に補助金を交付する。</p> <p>また、生ごみ堆肥化容器を購入した市民には、1基当たり購入金額の2分の1に相当する額で2,000円を上限とし、2基までの補助金を交付する。</p>
再 資 源 化	分別収集による資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・カン類及びペットボトルは、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の施設で中間処理後、委託処理する。 ・ステーション収集により回収された資源ごみのうち、ビン類は市が委託処理し、紙類、金属類及び布類は委託業者による選別後、匠瑛中継施設に搬入し、組合が委託処理する。 ・匠瑛中継施設に直接搬入されたビン類、紙類、金属類及び布類は、組合において委託処理する。
	資源ごみ集団回収促進事業奨励金制度	<p>P T A、子供会、シニアクラブ等の資源ごみの回収を実施した団体へ、1kgにつき5円以内（限度額20万円）の奨励金を交付する。</p>
	使用済み小型家電の回収	<p>小型家電に含まれる希少金属を有効に活用するため、市内8か所に小型家電回収専用ボックスを設置し、リサイクルによるごみの減量化を図る。</p>

5 収集・運搬計画

(1) 基本事項

- ① 市が収集する品目は、一般家庭から排出される一般廃棄物、資源物及び飼養者不明の動物の斃死体とする。
- ② 事業活動に伴い排出されるごみは、事業者自らが、資源化及び適正処理を行うことを原則とする。ただし、自らができない場合は、東総地区クリーンセンターに搬入又は一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理するよう指導する。

(2) ごみの種類、収集運搬の実施主体、収集回数及び収集方法

① 一般家庭ごみ

種 別	実施主体	収集回数	収集方法
普通ごみ	市（委託）	週2回	ステーション収集 指定ごみ袋
資源 ごみ	カン、ビン、金属、 ペットボトル	月2回	ステーション収集 指定ごみ袋
	新聞紙、雑誌、書籍、 段ボール及び飲料 用紙パック等の紙 類、衣類	月2回	ステーション収集 指定袋なし
有害ごみ	市（委託）	月2回	ステーション収集 指定袋なし
粗大ごみ	排出者	随時	東総地区クリーンセンターに搬 入又は一般廃棄物収集運搬許 可業者に依頼して処理する。
地域清掃、不法投棄ごみ	市（担当課）	随時	市が回収し、東総地区クリー ンセンターへ搬入する。

② 飼養者不明の動物斃死体

種 別	実施主体	収集回数	収集方法
犬・猫等の動物斃死体	市(国県道は 県)	随時	電話等による受付後、市(国県 道は県)が斃死体を回収し、東 総地区クリーンセンターへ搬入 する。

③ 事業系一般廃棄物

種 別	実施主体	収集回数	収集方法
普通ごみ	排出事業者	随時	東総地区クリーンセンターに搬入又は一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。
資源ごみ			

④ 収集及び処分しないごみ

区 分	品 目 例	排出方法
有害性のあるもの	バッテリー、農薬、在宅医療に伴い排出される注射針、有害ガスを発生するもの等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入店、取扱店又は専門業者に引き取りを依頼する。 ・ 注射針等の感染性の恐れのあるものは、医療機関等に持ち込み、感染性廃棄物として処理すること。 ・ その他については、産業廃棄物として処理すること。
危険性のあるもの	プロパンガスボンベ等	
引火性のあるもの	火薬類、ガソリン、灯油、廃油等	
特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される血液等が付着した包帯、ガーゼ等の感染性のあるもの	排出者において、適正に処分すること。
特定家庭用機器廃棄物	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら指定引取場所へ搬入又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼する。 ・ 購入店、販売店又は市と協定を締結した再資源化業者に引き取りを依頼する。
リサイクル・処理体制が整備、構築されているもの	オートバイ、原動機付自転車、デスクトップ型パソコン（ディスプレイ含む。）、消火器	購入店、取扱店又は専門業者に引き取りを依頼する。
処理が著しく困難であり、処理施設の機能に支障を生じるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピアノ、金庫、タイヤ、パレット、コンクリートブロック、瓦、土砂、建築廃材、農機具又は農業用ビニール ・ 樹木（太さ 16 c m以上又は長さ 201 c m以上） 	購入店、取扱店又は専門業者に引き取りを依頼する。

(3) 一般廃棄物収集運搬許可業者

事業者名	所在地	電話番号
トソーメンテナンス有限公司	旭市江ヶ崎1493-12	0479-60-7733
株式会社トソーエンバイテック	匝瑳市吉崎584	0479-72-4231
株式会社現代興業	匝瑳市栢田8547-2	0479-74-7887
東起クリーンサービス有限公司	匝瑳市金原362	0479-74-2008
ときわ陸送有限公司	多古町南玉造3819-2	0479-76-8540
株式会社五十嵐商会千葉事業部	横芝光町栗山4758	0479-84-1119
有限会社エーエムティー	旭市後草2050	0479-55-4343
有限会社アースクリーンサービス	旭市鎌数9894-19	0479-63-7387
共同リサイクル株式会社	成田市三里塚光ヶ丘1-862	0479-75-0479
株式会社 新栄産業 (荷下ろしのみ。搬入先限定)	山武市松尾町広根1967-1	0479-80-7171

6 中間処理計画

中間処理は、ごみの種類ごとに安全かつ衛生的な適正処理を行い、併せて、ごみの減量化及び資源化に努め、最終処分量の軽減を目指す。

また、二酸化炭素の発生をできるだけ抑え、周辺環境への影響を最小限にした処理を行うとともに、発電等により熱エネルギーの有効利用を図ることを目標とする。

(1) 高効率ごみ発電施設の概要

項目	概要
施設名	東総地区クリーンセンター
所在地	千葉県銚子市野尻町1678番地の1
敷地面積	約48,000㎡(マテリアルリサイクル推進施設を含む。)
処理能力	198t/日(99t/日×2炉)
処理方式	シャフト炉式ガス化熔融炉

(2) マテリアルリサイクル推進施設の概要

項 目	概 要
施 設 名	東総地区クリーンセンター
所 在 地	千葉県銚子市野尻町1678番地の1
敷 地 面 積	約48,000㎡ (高効率ごみ発電施設を含む。)
処 理 能 力	缶：3.6t/5h ペットボトル：2.6t/5h
処 理 方 式	缶：手選別(不適物) + 機械選別方式(スチール缶・アルミ缶) ペットボトル：手選別方式

7 最終処分量計画

東総地区最終処分場の適正管理により、埋立廃棄物の安定化及び無害化を図る。

ごみの排出抑制、資源化に努めつつ、中間処理を行うことで最終処分量の低減化を図り、広域最終処分場の延命化に努める。

最終処分場の概要

項 目	概 要
施 設 名	東総地区最終処分場
所 在 地	千葉県銚子市森戸町953番地
敷 地 面 積	約21,000㎡
埋 立 容 量	約37,000m ³
処 理 方 式	クローズド型

8 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 市民等に対する広報・啓発活動

① 適正排出の周知

「ごみの分け方・出し方」や「ごみ品目別一覧表」の配布等により、ごみの適正排出の周知を図る。

② 家庭系ごみの減量

家庭でできるごみ減量の取組事例や、ごみ減量化・資源化等の情報を、「広報そうさ」や「市ホームページ」等で周知を図る。

③ 事業系ごみの減量

事業所に対して、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の違いや、事業所内での減量化や資源化対策について、「広報そうさ」や「市ホームページ」等で周知を図る。

④ ごみゼロ運動の推進

5月に地域ぐるみゴミゼロ運動を行い、地域一斉清掃を実施することにより、ごみの減量化への意識啓発と、再資源化の促進及び地域の環境美化を図る。

⑤ 不法投棄防止看板の設置

不法投棄が多発する場所等へ不法投棄防止の注意喚起看板の設置、又は当該場所・土地の所有者・管理者へ看板の提供を行うことにより、「不法投棄の発生抑制」と「適正処理の推進」を図る。

(2) 匝瑳市環境審議会

市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等廃棄物の処理に関する事項等の調査及び審議をするため、匝瑳市環境審議会を置く。

(3) ボランティア活動等に伴うごみの処理

ボランティア活動等で回収されたごみは、市（担当課）が回収し、東総地区クリーンセンターへ搬入し処理する。

(4) 災害廃棄物の処理

災害により発生した廃棄物は、被災状況に応じて、臨時収集の実施や廃棄物処理手数料の減免等の災害廃棄物処理業務を適切に実施する。

また、震災廃棄物は、「匝瑳市震災廃棄物処理計画」に基づき適切に処理する。

(5) 火災廃棄物の処理

火災廃棄物処理業務は、罹災者の経済的負担の軽減を図るため、廃棄物処理手数料を減免する等により適切に実施する。

(6) 海岸漂着ごみの処理

本市は太平洋に面しており、海岸漂着ごみが非常に多いことから、海岸管理者等と連携・協力し、海岸漂着ごみの円滑な処理に努める。